

平成31年1月17日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市特別職報酬等審議会 会長 岩渕 河治郎

市長、副市長、教育長の給料の額及び議員報酬の額並びに改定する場合の改定時期について(答申)

平成30年9月26日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり 答申します。

記

1. 市長、副市長、教育長の給料の額

市 長 月額850,000円 副市長 月額680,000円 教育長 月額600,000円

2. 議員報酬の額

議 長 月額420,000円 副議長 月額380,000円 議 員 月額360,000円

- 3. 給料の額及び報酬の額を改定する場合の改定時期
 - ・市長、副市長、教育長の給料の額 平成31年4月1日から改定することが適当である。
 - ・議員報酬の額 平成31年8月1日から改定することが適当である。

なお、答申にあたり、次のとおり当審議会の意見を付します。

O付帯意見

特別職の報酬等について、平成18年度に審議されて以降、長年審議されていない状況であった。

今後は、特別職報酬等審議会を2年に1回程度開催し、市の財政状況や経済情勢の動向を考慮しながら、特別職の報酬等の妥当性を判断することが望ましい。

また、審議の概要については、別紙のとおりです。

当審議会は、平川市特別職報酬等審議会条例の規定に基づき平成30年9月26日に設置され、市長から次の事項について諮問を受けた。

- 1. 市長、副市長、教育長の給料の額
- 2. 議員報酬の額
- 3. 給料の額及び報酬の額を改定する場合の改定時期

これを受けて、当審議会を3回開催し審議した。

第1回:平成30年 9月26日(水) 第2回:平成30年11月28日(水) 第3回:平成30年12月25日(火)

平川市の状況は次のとおりであり、このことから報酬額等の金額を増額することで検討することとなった。

- 1. 市長、副市長、教育長の給料の額及び議員報酬の額については、合併して平川市が誕生した平成18年度に一度審議されたものの、以降は全く審議されていない。
- 2. 県内10市及び平川市と類似する全国の団体と比較しても、金額は 低い状況である。
- 3. 報酬額等の金額については、市長、副市長、教育長及び議員ともに 旧平賀町の金額を引き継いでいる。平成18年度の審議会では、市 長、副市長、教育長は据え置き、議員は定数が減になることから 10%増の金額で答申している。しかしながら、実際に条例改正した 際には、議員は約10%増で改定したが、市長、副市長、教育長は約 5%減で改定している。このことから、市長、副市長、教育長につい ては、旧平賀町の金額より低い状況にある。
- 4. 議員定数については、平成19年8月1日から24人となり、平成23年8月1日からは20人、そして平成31年8月1日からは16人となる。

なお、改定時期については、市長、副市長、教育長は新たな年度になってからが妥当ということで、平成31年4月1日からで決定したが、議員は次回改選後からが妥当ということで、平成31年8月1日からで決定した。

どの程度増額するかについては次のとおりであり、これに基づいた答申の額をもって適当な金額であると決定した。

- 1. 市の財政状況について、将来負担比率が「比率なし」という状況が続いており、健全な財政運営がなされていると判断した。
- 2. 県内10市との比較や、全国の類似団体との比較により検討したが、県内10市のうち、青森市、弘前市、八戸市と平川市を除いた6市の平均額を用いる方法が適当と判断された。
- 3. それぞれの職責に応じた割合は、県内10市や全国の類似団体の平均で検討した結果、市長、副市長、教育長はそれぞれ100:80:70程度の割合とし、議長、副議長、議員はそれぞれ100:90:85程度の割合にすることとした。